

UNDER24 CREATOR EXHIBITION 出品・展示規約

確実に安心して出品できるよう制作前に以下の出品に関するルールや注意事項をよくお読みのうえ、お申ください。

1) 出品者・作品の仕様・応募条件

- ・出品申込者以外が作品制作にかかわった作品、部品が含まれている作品は応募できません。
- ・グループでの申込は必ずグループ全員の出品意思確認をしてから応募ください。
- ・手描き、立体作品はウェブ展示には使用しません。ウェブ展示するのはデジタルデータとなりますので自身でデジタルデータも合わせてご用意ください。

展示に耐えられるデジタルデータが用意ができない場合、講習会にお持ちいただき、カメラマンへ撮影を依頼ください。

- ・未成年の場合は、個人情報を守るためにペンネームでの出品・ペンネームでの作中サインを推奨します。
- ・申込者・出品作品数が多数の場合は、締切日前でも受付を停止することがあります。また杉並区在住・在勤・在学の方を優先します。

2) 出品した作品の著作権

- ・作品の著作権は出品者に帰属しますが、2023年7月1日から展示終了後約3ヶ月の間、本展運営者が展示および展示の宣伝目的で使用させていただく場合があります。

- ・出品された作品を当ミュージアムが製品化する場合、また次々回の募集広告に使用させていただく場合は、個別にご連絡し著作権使用料をお支払いします。

3) 著作権の遵守

- ・模写、コラージュ、パロディなど第三者の著作権を侵害する可能性のある作品の出品は原則お控えください。
- ・公序良俗に反するもの、反社会的メッセージ性を含むもの、著作権侵害の疑いのあるもの、その他第三者に不利益を与える可能性のある作品は展示できません。
- ・著作権保護期間を過ぎた第三者の素材を活用することは可能ですが、引用は作品のおおむね20%未満とし、他者の作品を作品の中心にしないようご注意ください。
- ・他者の著作権を侵害する可能性の有無は当事務局でも精査しますが万全な確認はできません。万一、第三者より著作権侵害に関する意義申し立てのあった場合は、出品者自身で対処ください。
- ・動画部門でのBGM・効果音等は、レンタルかオリジナル、有料か無料に関わらず、きちんと利用条件を満たしていることを作品内(エンドロール等)に記載ください。
- ・本展に展示するデジタルデータが第三者に利用された場合の損害に対する補償等に関して当主催者は責任を負いません。
- ・著作権に関しては制作前に文化庁公式ウェブサイト、または当サイト内のアート情報コーナー「著作権って何ですか」等でご確認ください。

4) 講習会(任意参加)

業界の第一線で活躍するプロの講師から直接アドバイスしてもらえる講習会を開催します。定員は30名です。出品申込時に参加ご希望をチェックされた方は以下にご留意ください。申込者多数の場合は、杉並区在住・在勤・在学の方を優先します。

- ・講習会の受付抽選結果メールを8月10日頃送信します。ご自身の抽選結果をご確認ください。
- ・講習会では、自身の作品は自身で講師に紹介できるようご準備ください。手描き、立体作品の場合は、搬入・設置も自身で行っていただきます。イーゼルなど必要な場合はご持参ください。デジタル作品の場合は、作品をプリントするなど自身でご準備ください。
- ・選考会、展示では原則ペンネームを表示します。

5) その他

本展に関するよくある質問への回答は、当サイト内の企画展コーナーに記載していますので参考ください。